

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

総合評価方式におけるスクリーニング・インセンティブと事務コスト：
地方自治体アンケート調査による分析

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-04-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田中, 悟, 林, 秀弥 メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1247

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



総合評価方式におけるスクリーニング・インセンティブと
事務コスト——地方自治体アンケート調査による分析

2011年4月

田 中 悟 (神戸市外国語大学)
林 秀 弥 (名古屋大学)

総合評価方式におけるスクリーニング・インセンティブと事務コスト[†] ——地方自治体アンケート調査による分析——

田 中 悟 (神戸市外国語大学)

林 秀 弥 (名古屋大学)

1. 問題の所在

公共工事をめぐる公共調達においては、一般に建設生産物の受注をめぐって受注者間での入札が行われ、この入札の落札者に建設生産物の発注が行われる。近年、多くの入札談合事案が相次いで摘発され、これに対応する法制の変化を通じて、こうした入札を司る制度に大きな変化が生じてきた。入札制度改革と呼ばれる流れがそれである¹。

こうした入札制度改革は、一方において発注者が採用する入札方式の変化を促してきた。鈴木(2008)や林・田中(2009)が明らかにしたように、従来主流であった指名競争入札が占めるウェイトが大きく低下する一方で、一般競争入札や総合評価方式²による入札が占めるウェイトが上昇する傾向が生じてきたのである。実際、国土交通省・総務省・財務省による「入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について」によれば、都道府県における2006年4月時点の一般競争入札対象金額の下限額は、都道府県の単純平均で4億8245万円であった³。一方、2010年9月時点での一般競争入札対象金額の下限額は平均3976万円となっており、一般競争入札の対象案件の大幅な拡大が生じていることが理解できる。また、2005年の「公共工事の品質確保の促進に関する法律(公共工物品確法)」の施行以降、総合評価落札方式が導入され、この種の入札方式を採用する発注者も増加しつつある。上述の適正化法に基づく報告書によれば、同落札方式を本格的に導入している都道府県の比率は、2006年4月時点で10.6%に過ぎなかったが、2010年9月時点では53.2%に増加するに至っているのである。

しかし、国や都道府県といった規模の大きい発注者と異なり、市区町村といった相対的に規模の小さな発注者にとっては、こうした指名競争入札から一般競争入札や総合評価方式への移行は必ずしも順調に進んでいるとは言えない。上記報告書によると、とりわけ総

[†] 本研究は、日本学術振興会・科学研究費補助金による助成研究(「入札制度の競争性確保と公共工事の品質維持の両立に関する学際的研究」(平成20~22年度基盤研究(B): <課題番号> 20330056))の研究成果の一部である。この場を借りて助成に対して御礼申し上げたい。また、本稿の作成過程で、鈴木満氏(桐蔭横浜法科大学院教授)、花菌誠氏(名古屋大学大学院経済学研究科准教授)より有益な示唆をいただいた。記して感謝申し上げます。

¹ 近年の日本の談合問題並びに入札制度改革の概要については、鈴木(2004)(2008)、武藤(2006)、田中・林(2007)、林・田中(2009)等を参照。

² 総合評価方式は厳密には入札方式ではなく、落札者を決定する落札方式である。しかし本稿では、この方式が価格以外の要因を用いて受注者を決定するという従来になかった方式で入札が行われる点を考慮して、総合評価方式を入札の方法の一つとして位置づけて議論を進める。

³ 平均値は金額の設定を行っている都道府県のみ単純平均である。

合評価方式を本格導入している市区町村の比率は、0.3%(2006年4月時点)から6.9%(2010年9月時点)に増加したに過ぎず、こうした発注者による総合評価方式の採用は低水準なものにとどまっているのが現状である⁴。

筆者らは、この種の相対的に規模の小さな発注者の公共調達活動の実態を把握するために、2009年12月に地方自治法上の都市806団体に対して、調査票郵送によるアンケート調査を行った⁵。このアンケート調査の結果によれば、回答自治体における2008年度の総合評価方式による入札件数が総入札件数に占める比率は1.28%であったが、この比率は回答自治体間で大きな差があることを窺うことができる。図1はこの比率の分布を示したものである。図より総合評価方式を利用した入札を行っていない自治体が多数見られる一方で、この方式を相当の比率(5%超)で採用している自治体も散見されることが理解できよう。アンケート調査で対象とされた相対的に規模の小さな自治体においては、総合評価方式を積極的に採用しようとする自治体とこの方式の導入に消極的な自治体が混在する状況にあり、総合評価方式の導入には跛行傾向が見られるのである。

<図1>

このような跛行傾向の要因を理解するためには、総合評価方式の導入を規定づける要因は何かを考えることが必要である。そこで本論文では、上記アンケート調査の結果をベースにしながら、総合評価方式の導入の規定因を明らかにすることにしよう。併せて、この作業を通じて総合評価方式の導入がもたらす諸問題を検討し、相対的に規模の小さい自治体の入札制度を考察する上での課題を析出することにする。

続く第2節では、発注者が入札方式の選択をめぐって直面する経済的問題を考察することを通じて、総合評価方式導入の規定因について理論的観点から検討する。第3節では、アンケート調査を通じて収集したデータを用いて、この理論的考察を実証的に検証する作業を行う。第4節では、理論的・実証的検討を通じて得た知見をベースにして、総合評価方式が発注者にもたらす諸課題を指摘し、本稿を閉じることにしよう。

2. 発注者による入札方式の選択

建設生産物をめぐる公共調達は、計画・設計段階と施工段階の2つの段階に区分して考えることができる。このうち前者の段階においては、発注者によって建設生産物の調達方

⁴ 他方、規模の小さな自治体においては一般競争入札の導入も必ずしも順調に行われているとは言えない。実際、後述する地方自治体へのアンケート調査の結果では、総入札件数に占める一般競争入札件数の比率は、2008年度で31.2%にとどまっている。この結果、件数ベースでは指名競争入札の比率は6割強となっている。

⁵ このアンケート調査の概要並びに本報告の論題に関連する設問については、本稿付録を参照。

針の決定とその予算化がなされ当該建設生産物の設計が行われる。設計は建設生産物の規模や技術的特徴に応じて、発注者内部の資源ないしは建設コンサルタントといった外部の資源を利用して行われ⁶、施工段階で参照されるべき基本図書が作成されることになる。発注者による入札方式の選択が重要な問題となるのは、設計段階よりもむしろ施工段階であるから、以下では施工段階に焦点を当てて問題を議論することにしよう。

施工段階での建設生産物の発注に焦点を当てるとき、発注者は設計段階において特定された建設生産物の生産を、入札を通じて決定された受注者に委ねる立場にある。それ故、施工段階における発注者と受注者の関係は、プリンシパル=エージェント関係として把握することができる。一般に、プリンシパルは、自己の目的を追求するためにエージェントの行動を織り込んだ上でエージェントの間での「契約」を作り出す。この意味で、発注者はエージェントである建設企業の行動を織り込みながら、特定化された建設生産物を可能な限り安価かつ高品質のものとするように公共調達制度を構築しようとするのである。施工段階に絞る限り、こうしたプリンシパル=エージェント関係に大きな影響を与える制度は明らかに入札方式の決定であるから、発注者は建設企業の行動を織り込んだ上で自己の入札方式を決定することになる⁷。

しかし一般に、発注者は建設企業に関して十分な知識や情報を持ち合わせていないであろう。他方で、建設企業は自らの技術力や費用条件に関して十分な知識を有していると考えることができる。この種の情報の非対称性が存在するときには、私的な情報を有するエージェントは、プリンシパルが追求しようとする目的に反する行動を採る可能性が生じる。これはプリンシパルの目的追求にとってのコストを構成するから、プリンシパルは自己の目的を追求するために、この種のコストを削減する強いインセンティブを持つことになる。プリンシパルは自らの裁量を通じて入札方法の採用を行うことを通じて、エージェントのインセンティブに働きかけることができるから、発注者は上述のエージェンシー・コストをできるだけ小さなものとするような入札方法を選択しようとするのである⁸。

さて、建設生産物は、通常の財と異なり財の完工後の事後的な品質を確認することが極めて困難であるという性質を持っている。それ故、建設生産物の調達をめぐる生じうる

⁶ 設計段階で外部の資源を利用する場合には、建設コンサルタント業務をめぐる入札が行われる。この種の建設コンサルタント業務をめぐる入札は、国と地方自治体の間で採用される入札方法に大きな相違が観察される。すなわち、前者においてはかなりの程度でプロポーザル方式による調達が行われているのに対して、後者はほとんどの案件で価格競争を通じた調達が行われる傾向にある。この点については、林・田中(2009)を参照。

⁷ こうした決定については、オークション理論の枠内で非常に多くの研究者が理論的な検討を加えてきた。オークション理論については多くの文献が存在するが、その展望については、たとえば Milgrom(2004)、Krishana(2002)が有益である。また、オークション理論をベースにしながら公共調達制度について理論的・政策的な接近を行ったものとして、Dimitri, et.al (2006)、Piga & Thai(2007)、金本(1991)、三浦(2003)等を挙げることができる。

⁸ 日本においては、公共調達を行う発注者が「間違いのない」公共工事の調達を行うべきであるとする「無謬性」が要請されてきたと言われている。こうした「無謬性」に対する要請はまた、この種のエージェンシー・コストを小さくするインセンティブを生むことになる。この種の「無謬性」に対する要請が入札制度設計に与える影響については、渡邊(2006)を参照。

エージェンシー・コストを削減するためには、建設生産物に対する事後的な品質の担保や工事の安全性の確保を行うことが極めて重要な要素となる。こうした事後的な品質や工事の安全性を担保する方法の一つは事後的なモニタリングであるから、公共工事においては施工中や完工後の適切な監督や検査業務が重要な役割を果たすことになる。監督や検査といった事後的なモニタリングが厳格に行われるときには、発注者の建設生産物に対する品質確保や工事の安全性といった目的はこの種のモニタリング活動を通じて適切に担保されるから、今ひとつの目的である安価な調達を行おうとするインセンティブを発注者に付与することになる。それ故、監督や検査といった品質や安全性確保に対する事後的モニタリングが厳格に行われているときには、一般競争入札に代表される価格競争をうながす入札方式が選択される傾向を持つと考えることができよう。

しかし、品質確保に重要な意味を持つ安全管理上の事故についてのペナルティは必ずしも厳格なものとは言えない⁹。実際、この種のペナルティの一つである指名停止措置についてアンケート調査の結果を観察すると、表1に示されているように安全管理上の事故に対する指名停止措置期間は、談合に対するそれよりもかなり短くなっている。加えて、もうひとつの代替的なペナルティの方法である損害賠償請求や違約金条項の行使についても、表2のように談合事案と比較して品質および安全性の確保に関する違反行為に対する損害賠償請求や違約金条項の行使は低調なレベルにとどまっているのである。

<表1・表2>

品質や安全性の確保に関する違反行為に対するペナルティが相対的に緩いものであることに加えて、発注者による品質確保のモニタリングも厳格のものではない。アンケート調査においては、工事の品質確保や安全管理に対するモニタリングが発注者によってどのように行われているかを、いくつかの選択肢を設けて尋ねた。表3はその結果を示したものである。現場への職員派遣・指導・報告といったモニタリングについては多くの自治体が行っているものの、品質等のチェックを通じたモニタリングである検査については十分に行われているとは言い難い状況にあることがわかる。実際、発注された建設生産物に対する完工検査こそほとんどの自治体で行われている一方で、中間的な検査・抜き打ち検査はあまり行われていないのである¹⁰。

<表3>

⁹ 他方で、近年の入札制度改革においては談合に対する社会的関心が高まったために、談合に対するペナルティは近年急激に強化されている。この点については、林・田中(2009)を参照。

¹⁰ こうした傾向は、発注者が有している人的資本の不足に起因している可能性もある。実際、アンケート調査の結果(設問35)によると、入札執行事務・現場監督等の業務・検査業務の各業務においては、相対的に人的資源が不足傾向にあることが示唆される。

このように、アンケート調査の対象とした地方自治体においては、監督や検査といった事後的なモニタリングは比較的ルーズに行われており、しかも品質等の確保に関する違反行為に対するペナルティも厳しいものとは言えない。こうしたときには、発注者に建設生産物の品質を担保するような別の方法を設計しようとするインセンティブが付与されることになる。こうした品質担保の手段として、発注者はしばしば受注企業の事前的なスクリーニングを行おうとする。従来主流であった入札方式である指名競争入札は、こうした環境下において受注者の側に蓄積された情報に基づいて裁量的に事前のスクリーニングを行う入札方式であったと理解することができよう。同様に、品確法の施行以降導入が進められてきた総合評価方式もまた、いくつかの客観的な評価項目に基づいて、この種のスクリーニングを行おうとする入札方式であると理解することができるのである。

実際、総合評価方式を採用している自治体は、工事や建設生産物の品質を担保する目的のために多くの評価項目を設定しこれを点数化することを通じて、この方式を実施している。この種の評価項目は、国土交通省によるガイドライン¹¹は存在するものの、基本的には各発注者によって裁量的に決定されているのが現状である。表4は、筆者らが行ったアンケート調査をベースに、発注者が総合評価方式を採用する際にどのような評価項目が品質等の確保(入札参加者の属性に対する得点化)に用いられているかをみたものである。施工計画の評価¹²については安全管理・工程管理・品質管理・施工上の課題や工夫といった項目が、施工能力についてのそれでは同種工事の実績・工事成績・ISOの取得が、技術者能力については主任技術者等の同種工事の経験・主任技術者等の保有資格が、地域貢献については災害や防災協定の有無・本店等の所在地を評価項目として採用している発注者が多いことが窺える。概して、建設企業や企業内の技術者に関する工事の実績や経験といった要因や地域要件を強化するような要因が評価項目として、多くの発注者によって採用されている点を指摘することができよう。加えて、工事の安全性や品質の確保と直接的な関連性を有しないと思われる評価項目を採用している自治体も相当程度存在することにも注意する必要があるだろう¹³。

<表4>

一方、こうした評価項目を策定・審査しながら総合評価方式による入札を行い、落札者を決定するためには、発注者・受注者双方に相当程度の事務的コストがかかるであろう。

¹¹ 国土交通省「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」を参照。

¹² 施工計画に対する評価を行わずに総合評価方式を実行できる特別簡易型だけを採用している発注者が存在するために、施工計画の評価項目に関する発注者の採用比率が、施工能力・技術者能力・地域貢献にかかる採用比率より小さくなっていることに注意されたい。

¹³ この点に関連して、近年では発注者がある政策目標を実現するために入札制度を利用する「政策入札」を実施しようとする動向が存在する。この種の政策入札を経済学的にどのように評価するかは、議論の余地のある重要な問題を形成する。政策入札の考え方と動向に関しては、武藤(2003)(2006)を参照。

発注者は総合評価方式を実施するために適切な評価項目を探索し得点化する際に多くの評価項目に対して調査・検討を加える必要があり、評価項目の決定後もこの方式による入札実施のために他の入札方式以上に多くの手続きを経る必要があるからである¹⁴。他方、入札参加者もまた、発注者によって策定された評価項目に関して煩雑な書類の作成や立証のための書類収集を行う必要があるから、総合評価方式を採用する公共工事への入札参加に際しては非常に大きな事務コストをかける必要があることになる。表5は、発注者が主観的に想定しているこの方式の事務量が他の方式のそれに比べて、どの程度大きいかを示したものである。表5の観察結果は、多くの発注者が総合評価方式の事務量は他の方式に比べて大きくなる傾向があると認識しており、その事務量は他の入札方式にそれと比べて約3倍程度にのぼることが示唆されているのである。明らかに、こうした大きな事務量は事務コストの増大をもたらし、発注者によるこの方式の採用インセンティブを低下させることになると思われるのである。

<表5>

近年の入札制度改革は、ともすれば受注者相互のあるいは発注者・受注者間の協調行動を引き起こしうる指名競争入札が大きな社会的批判を浴び、発注者にこれに代わる入札制度を模索させるところに大きな特徴を見出すことができる。加えて、指名競争入札の役割の低下は、従来以上に入札をめぐる競争の程度を上げる効果を持ってきた¹⁵。しかし、先にみたように現状の公共調達における事後的なモニタリングは必ずしも厳格な形で運用されてこなかったから、この種の競争性の上昇は、発注者に新たな形でのスクリーニングを要請することになった。このことは、競争性の程度が高い(低い)ときに、発注者のスクリーニングへのインセンティブは相対的に高く(低く)、発注者は入札企業の属性を評価する多様な評価項目を用いてスクリーニングを行い、総合評価方式を採用する傾向が強くなる(ならない)という形で敷衍することができよう。一方、総合評価方式の採用は発注者の事務コストを増加させるから、発注者はスクリーニング・インセンティブと事務コストのトレードオフを考慮しながら、この入札方式の採用を決定しているということができよう。そこで次項では、こうした要因が実際の地方自治体による総合評価方式の導入傾向を規定しているのか否かを、アンケート調査から得られたデータを用いて検証することにしよう。

¹⁴ 総合評価方式の実施に当たっては評価項目の策定や入札要項の策定時に学識経験者等の外部の意見を聞くことが義務づけられており、この方式の実施は他の方式による入札の実施に比べて多くの手続きを経ることが求められている。

¹⁵ 実際、アンケート調査の対象とされた地方自治体においては、すべての入札にかかる平均的な落札率が91.24%(2006年度)、89.84%(2007年度)、89.53%(2008年度)となっており(設問2の調査結果)、競争性の程度が上昇する傾向にあることを見いだすことができる。

3. 実証分析

前節の帰結は、① 競争性の程度が高く、② 多様な評価項目を通じてスクリーニングが実行され、③ 総合評価方式を実行する際の事務コストが低く評価されているとき、地方自治体は総合評価方式を採用する傾向が強くなるという形で表現することができる。ここでは、この点を実証的に検証するために、筆者らが行ったアンケート調査より得たデータを用いて簡単な回帰分析を行うことにする。

本稿の目的は地方自治体による総合評価方式の採用動向がどのような要因に規定されているかを探ることであるから、被説明変数を各発注者の 2008 年度における総合評価方式の総入札件数に占める比率(Y)としよう。上の議論より、この被説明変数を規定する要因は上記①～③と考えられるから、ここではこれらの要因を代理する下記の下記の3つの変数を説明変数として用いる¹⁶。

① 競争性の代理変数：2008年度の平均落札率 (X_1)

② スクリーニングの実行にかかる代理変数：総合評価方式において用いられる評価項目の数(X_2)¹⁷

③ 発注者の事務コストの代理変数¹⁸：事務コストについて尋ねた設問の評価得点(X_3)
まず、2008年度に総合評価方式による入札を実施した自治体を対象として、これらの変数を用いて定数項のない線型回帰式、

$$Y_i = \alpha_1 X_{1i} + \alpha_2 X_{2i} + \alpha_3 X_{3i} + \varepsilon_i \quad (1)$$

(添字 i は自治体を示す)

を推定しよう(推定1)。発注自治体における入札をめぐって競争が相対的に活発に行われているときには平均落札率は低下する傾向にあるから、 α_1 はマイナスの符号を持つと予想することができる。他方、スクリーニングの実行や低い事務コストは総合評価方式による入札を増加させると考えられるから、 α_2 や α_3 の推定値はプラスの符号を持つことになると考えられる。表6(推定1)は、アンケート調査を通じて上の4つの変数のすべてのデータが利用可能な185団体について行った回帰分析の推定結果である。競争性の代理変数の係数の推定値が有意ではないものの、説明変数にかかる係数推定値の符号は予想されたとおりであり、上述の議論がある程度妥当するものとなっていることが窺える。

<表6>

しかし、推定1は競争性の代理変数にかかる係数の推定値が有意ではなく問題を含んで

¹⁶ 各変数に対するデータは、Yと X_1 についてはアンケート調査の設問2の回答から、 X_2 については設問14の回答から、 X_3 については設問15の回答から入手している。

¹⁷ 設問14に挙げた選択肢のうち、各発注者が採用していると回答した評価項目の合計数を変数とした。なお、その他の評価項目を採用していると回答した自治体については、合計数にその数を含めている。

¹⁸ この変数は、事務コストが低いときに高い得点となることに注意されたい。

いる。上の議論によると、建設業者間の競争の程度が相対的に高い自治体においては、発注者による建設業者の属性に対するスクリーニングへのインセンティブが高まることになる。こうしたスクリーニングへのインセンティブは、総合評価方式による入札を行おうとする発注者に対してより多くの詳細な評価項目の設定を促すと考えることができよう。それ故、上の①②の規定因は密接に関係している可能性がある。そこで、この効果を考慮するために、 X_1 と X_2 の交差項(X_2/X_1)を推定に導入し、 X_3 と $X_4(=X_2/X_1)$ の2つの変数を説明変数として、(1)式と同様の回帰式(2)、

$$Y_i = \alpha_3 X_{3i} + \alpha_4 X_{4i} + \varepsilon_i \quad (2)$$

(添字 i は自治体を示す)

の推定を行った。とりわけ X_4 の推定値については、競争性が高まり平均落札率が低下すると($1/X_1$)が増加するが、これに対してスクリーニングの実行を通じて評価項目数 X_2 を高めるような自治体が総合評価方式による入札を行おうとすることを考慮すれば、この変数の係数推定値はプラスの符号を持つと考えることができる点に注意しよう。回帰分析の結果は表6(推定2)のようになる。 X_3 の係数推定値の符号がプラスであることに加えて、 X_4 の推定値も予想通りプラスの符号を持っている。さらに、両説明変数は有意に総合評価方式による入札件数の比率を高める効果を持っていることを理解することができるのである。

この帰結は、上で述べた仮説をおおむね支持するものとなっている。すなわち、競争性の向上やそれに伴うスクリーニングの実行が総合評価方式採用へのインセンティブを作り出していると同時に、発注者が認識している事務コストがこの入札方式の採用を抑制していることを統計学的に支持していると言えるのである¹⁹。

4. 結語

本稿では、比較的規模の小さな地方自治体に対して行ったアンケート調査の結果に基づいて、新しい入札方式である総合評価方式の採用がどのような要因によって規定されるかを理論・実証の双方から検討する作業を行ってきた。そこで得られた帰結の一つは、入札をめぐる建設企業間の競争性が上昇するときには、発注者による建設企業に対するスクリーニングへのインセンティブが高まり、その結果として総合評価方式による入札が実施される傾向が見られる点にあった。その意味で、発注者は入札参加企業をスクリーニングする手段として、この方式を採用していると解釈することができるのである。

¹⁹ 林・田中(2009)において、筆者らは都道府県・政令指定都市・中核市を対象としたアンケート調査を行い、都道府県による総合評価方式の導入インセンティブが、(落札率で表現された)競争性の上昇と有意なプラスの関係があることを見いだした。本稿での分析は、この帰結が規模の比較的小さな自治体についても妥当することを示している。

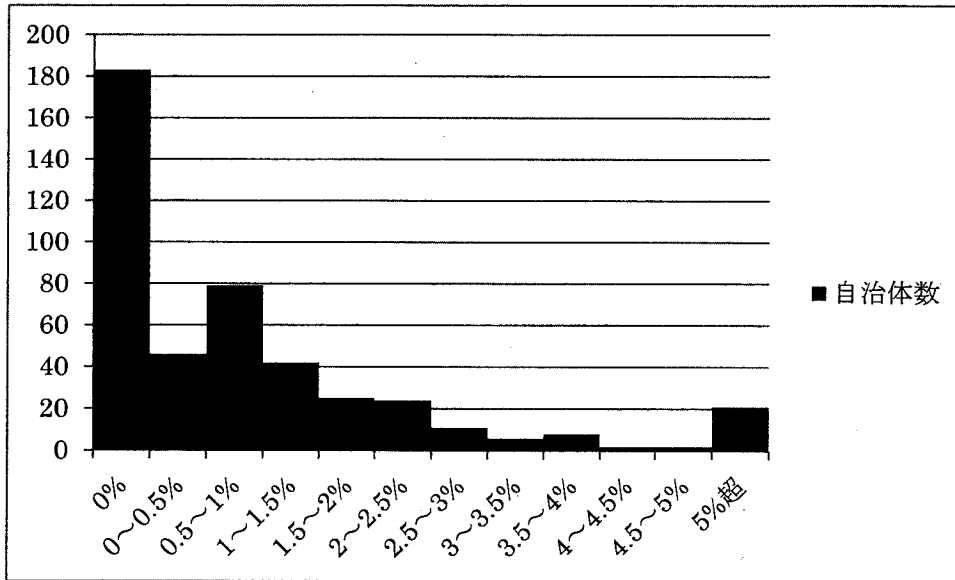
しかし、建設生産物の建設に対する事後的なモニタリングが相対的に弱く、発注者と受注企業間の情報の非対称性が大きな問題となるときには、この種のスクリーニングへのインセンティブは常に存在することに注意する必要があるだろう。実際、近年の入札制度改革以前に普及していた指名競争入札のシステムにおいては、この種のスクリーニングを発注者独自の情報に基づいて裁量的に行ってきたのである。このように理解すれば、総合評価方式は従来主流であった指名競争入札の仕組みを、スクリーニングの方法を「洗練化」することを通じて行うものであるとすることができるのである。

一方で、この種のスクリーニングの「洗練化」は、昨今の入札制度改革において求められている透明性の向上を実現するために、発注者に透明性を確保するような客観的な評価項目を設けてスクリーニングを行わしめる傾向を持っている。こうしたスクリーニング手段はしばしば大きな事務コストを発注者・受注者の双方にもたらすから、地方自治体はこの種の透明性と事務コストのトレードオフ関係の下でスクリーニングを実行し、入札方式の選択を行っていると理解できるのである。

総合評価方式に対するこのような見方は、この方式と一般競争入札の間の選択問題に対して解明すべき課題を提起する。総合評価方式による建設企業のスクリーニングが——一般競争入札による価格を通じた建設企業の選別に対して——良好なパフォーマンスを示さない場合には、この方式の採用は発注者・入札参加者に膨大な事務コストのみを発生させ、必ずしも望ましいものとはならないからである。こうした問題の評価のためには、総合評価方式を通じたスクリーニングのパフォーマンスを分析していく必要があるが、こうした課題については他日を期したい。

図 表

図 1：総合評価方式による入札件数が総入札件数に占める比率の分布



(出所) アンケート調査(設問 2)の回答結果より作成。

表 1：発注者が採用する指名停止期間

	自団体内談合		他団体談合		自団体内事故		他団体事故	
	min	max	min	max	min	max	min	max
平均値	7.2214	19.916	4.0758	15.8704	1.0663	6.7289	0.9179	3.87
標準偏差	5.3698	7.5795	3.1573	6.1942	0.8126	3.3086	0.5027	1.9984
有効回答数	393		409		439		404	

(注) 表中の平均値は指名停止期間の最小値と最大値を月単位で示したものである。

(出所) アンケート調査(設問 3 2)の回答結果より作成。

表2：(談合事案および品質等の確保に関する違反行為に対する)損害賠償請求・違約金条項行使経験を有する発注者の比率

人口区分	1	2	3	4	5
50万人～	39.13%	13.04%	0.00%	4.35%	56.52%
10～50万人	11.11%	4.32%	0.62%	3.70%	83.33%
5～10万人	5.67%	0.71%	0.71%	0.71%	92.20%
～5万人	2.65%	0.88%	0.00%	1.77%	94.69%
合計	8.66%	2.73%	0.46%	2.28%	87.70%

(注) 項目1～5は回答番号を示し、以下の通りである。

1. 談合事案による損害賠償請求
2. 談合事案による違約金条項行使
3. 品質等の確保に関する違反行為による損害賠償請求
4. 品質等の確保に関する違反行為による違約金条項行使
5. 1～4の経験なし

(出所) アンケート調査(設問33)の回答結果より作成。

表3：工事に対するモニタリングの方法(各事項を採用する自治体の比率)

人口区分	1	2	3	4	5	6	7
50万人～	95.65%	65.22%	56.52%	73.91%	30.43%	95.65%	8.70%
10～50万人	81.18%	60.00%	70.00%	55.29%	18.82%	95.29%	3.53%
5～10万人	79.31%	57.93%	61.38%	48.28%	6.90%	97.24%	2.76%
～5万人	72.17%	48.70%	52.17%	29.57%	5.22%	97.39%	0.87%
合計	79.03%	56.73%	62.03%	47.46%	12.14%	96.47%	2.87%

(注) 項目1～7は回答番号を示し、以下の通りである。

1. 職員を派遣し監督・指導、
2. 主任技術者等に対する指導
3. 主任技術者等からの報告、
4. 中間検査の実施
5. 抜き打ち検査の実施、
6. 完工検査の実施
7. その他の方法によるモニタリング

(出所) アンケート調査(設問30)の回答結果より作成。

表 4： 発注者が採用する総合評価方式の評価項目(315 件の有効回答に基づく)

	評価項目	採用自治体数	比率
施工計画	工程管理	82	26.03%
	品質管理	77	24.44%
	施工上の課題	73	23.17%
	現場環境の把握	48	15.24%
	安全管理	93	29.52%
	施工上の工夫	65	20.63%
	工期設定	22	6.98%
	その他	20	6.35%
施工能力	工事成績	263	83.49%
	同種工事の実績	289	91.75%
	表彰実績	142	45.08%
	ISO の取得	213	67.62%
	技術者数	23	7.30%
	手持ち工事の状況	20	6.35%
	建設機械保有の状況	11	3.49%
	事故の有無	16	5.08%
	その他	31	9.84%
技術者能力	主任技術者等の同種工事の経験	278	88.25%
	主任技術者等の保有資格	241	76.51%
	主任技術者等の表彰経験	58	18.41%
	継続教育の受講状況	52	16.51%
	工事成績	95	30.16%
	主任技術者等に対する面接評価	9	2.86%
	その他	11	3.49%
地域貢献	災害・除雪協定の有無	224	71.11%
	本店等の所在地	177	56.19%
	ボランティア等の実績	129	40.95%
	地元における施工経験	37	11.75%
	障害者雇用の状況	75	23.81%
	地元企業の活用	26	8.25%
	施設管理維持業務の経験	7	2.22%
	その他	70	22.22%

(出所) アンケート調査(設問 1 4)の回答結果より作成。

表 5：総合評価方式の事務量にかかる発注者の認識

人口区分	1	2	3	4	5	無回答	合計	平均値
50万人～	6	1	7	6	0	3	23	2.65
10～50万人	31	22	46	20	2	50	171	2.504132
5～10万人	25	19	34	17	0	53	148	2.452632
～5万人	17	9	31	12	1	47	117	2.585714
合計	79	51	118	55	3	153	459	2.51634

(注1) 項目1～7は回答番号を示し、以下の通りである。

1. 事務量が他の入札方式の4倍超
2. 事務量が他の入札方式の3～4倍
3. 事務量が他の入札方式の2～3倍
4. 事務量が他の入札方式の2倍未満
5. 事務量が他の入札方式と同程度

(注2) 表中平均値は回答番号1の回答に4.5、2に3.5、3に2.5、2に1.5のウェイトをかけ加重平均した値を示す。

(出所) アンケート調査(設問15)の回答結果より作成。

表 6：回帰分析の結果

	X ₁	X ₂	X ₃	X ₄	R ²
推定1 n=185	-1.487 (-1.359)	0.222 ^a (3.225)	0.549 ^b (2.267)		0.302
推定2 n=185			0.344 ^c (1.929)	0.132 ^a (3.258)	0.297

(注) 括弧内の数字はt値、R²は自由度修正済み決定係数である。また、推定された係数値の上付文字aは1%水準、bは5%水準、cは10%水準で有意であることを示す。

付録：アンケート調査の概要と質問項目(抄)

筆者らは、2009年12月、全国の地方自治体(都市)806団体に対して調査票郵送によるアンケート調査を行った。アンケート調査では、地方自治体の入札制度の現状と課題を探るために、36の設問を設けて調査を行った。下表のように459団体から有効回答を得、回収率は56.95%であった。

都市区分	母数	回収数	回収率
大都市	18	13	72.22%
特例区	23	16	69.57%
中核市	41	32	78.05%
特例市	41	29	70.73%
その他都市	683	369	54.03%
合計	806	459	56.95%

本付録では、アンケート調査の36設問中、本論文の論題と関連を有するいくつかの設問文を紹介する。なお、調査票に設けた回答欄等は割愛した。

<設問2> 貴市(区)において2006～2008年度に行われました公共工事(水道事業・農業林野事業等の事業で独立した部局(いわゆる外局)で行われる入札分を含む)について、入札方式別(一般競争入札・指名競争入札・総合評価方式による入札・随意契約による調達)の入札件数・落札金額合計・平均落札率についてご教示下さい。平均落札率については、表欄外に記載の落札率の計算方法の該当欄に○をお付け下さい。なお、いわゆる外局で行われた入札に係る情報入手が困難な場合は、その旨注記の上、外局部分の情報を除外した数値をご記入下さい。

<設問14> 総合評価方式における非価格点については、各団体が独自に多様な評価項目を策定している現状にあります。下記の評価項目のうち、貴市(区)が非価格点として反映させたことのある項目を○で囲んでください。

<施工計画に係る評価項目>

工程管理 品質管理 施工上の課題 現場環境の把握
 安全管理 施工上の工夫 工期設定
 その他(項目についてご記入下さい)

<企業の施工能力に係る評価項目>

工事成績 同種工事の実績 表彰実績 ISOの取得

技術者数 手持ち工事の状況 建設機械保有の状況

事故の有無

その他(項目についてご記入下さい)

<配置技術者の能力に係る評価項目>

主任技術者等の同種工事の経験

主任技術者等の保有資格

主任技術者等の表彰経験

継続教育の受講状況

工事成績

主任技術者等に対する面接評価

その他(項目についてご記入下さい)

<地域貢献等に係る評価項目>

災害・除雪協定の有無 本店等の所在地 ボランティア等の実績

地元における施工経験 障害者雇用の状況 地元企業の活用

施設管理維持業務の経験

その他(項目についてご記入下さい)

<設問 15> 総合評価方式の実施は入札事務量を増大させるという問題点が指摘されております。貴市(区)における総合評価方式の実施による事務量は、他の入札方式の実施による事務量と比べて平均的にどの程度増大しますか。下記選択肢中最も該当するもの1つに○をお付け下さい。

- ① 総合評価方式の実施による事務量は、他の方式の実施による事務量の4倍を超える。
- ② 総合評価方式の実施による事務量は、他の方式の実施による事務量のおおむね3倍以上4倍未満である。
- ③ 総合評価方式の実施による事務量は、他の方式の実施による事務量のおおむね2倍以上3倍未満である。
- ④ 総合評価方式の実施による事務量は、他の方式の実施による事務量より大きいがおおむね2倍未満に留まる。
- ⑤ 総合評価方式の実施による事務量は、おおむね他の方式の実施による事務量と変わらない。

<設問 30> 貴市(区)では、建設現場に対して品質を確保するために、どのような活動を行っておられますか。下記事項に該当するもの全てに○をお付け下さい。

- ① 職員を建設現場に派遣して、監督・指導を行っている。
- ② 建設現場の主任技術者等に対して、建設現場に対する品質維持活動を行うよう指導している。
- ③ 建設現場の主任技術者等に対して、施工監理に関する計画書とその達成状況の報告を求めている。
- ④ 工事の中間段階で中間検査を行っている。

- ⑤ 工事に対して抜き打ちの検査を行っている。
- ⑥ 工事の完工後に完工検査を行っている。
- ⑦ その他

→ この場合、貴市(区)において特徴的と思われる活動がございましたら、その内容についてご教示下さい。

<設問 32> 貴市(区)では、下記の事態が生じた場合にどの程度の指名停止が行われますか。

下表の各項目についてご記入下さい。

- *貴団体内で談合が生じた
- *他団体で談合が生じた。
- *貴団体内で安全管理上の事故が生じた。
- *他団体で安全管理上の事故が生じた。

<設問 33> 貴市(区)においては、過去 10 年間(2000 年度以降)に談合事案や安全性確保違反行為に関して損害賠償請求ならびに違約金条項の行使を行ったことがありますか。

- ① 談合事案について損害賠償請求を行ったことがある。
- ② 談合事案について違約金条項を行使したことがある。
- ③ 品質及び安全性の確保に関する違反行為に関して損害賠償請求を行ったことがある。
- ④ 品質及び安全性の確保に関する違反行為に関して違約金条項を行使したことがある。
- ⑤ 談合事案や品質及び安全性の確保に関する違反行為に関して、損害賠償請求や違約金条項の行使を行ったことはない。

<設問 35> 下記の業務の遂行に当たって、貴団体内での人的資源はどのような状況にありますか。各項目について該当する数字を○で囲んでください。

- * 工事立案業務
- * 積算業務
- * 入札執行事務
- * 現場監督等の業務
- * 検査業務

参 考 文 献

- Dimitri, N., Piga, G., & G. Spagnolo. (eds.) (2006), *Handbook of Procurement*, Cambridge University Press.
- 林秀弥・田中悟(2009)「公共調達活動における競争性と品質確保の両立に関する一考察」『名古屋大学 法政論集』第 232 号: pp.1-74.
- 金本良嗣(1991)「政府調達の経済学」金本良嗣・宮島洋編『公共セクターの効率化』東京大学出版会(所収)
- Krishna, V. (2002), *Auction Theory*, Academic Press.
- Milgrom, P. (2004), *Putting Auction Theory to Work*, Cambridge University Press. (川又邦雄・奥野正寛監訳『オークション理論とデザイン』東洋経済新報社、2007年)
- 三浦功『公共契約の経済理論』(九州大学出版会)
- 武藤博己(2003)『入札改革——談合社会を変える』(岩波書店(岩波新書))
- 武藤博己(2006)『自治体の入札改革』(イメージン出版)
- Piga, G. & K.V. Thai. (eds.) (2007), *The Economics of Public Procurement*, Palgrave Macmillan.
- 鈴木満(2004)『入札談合の研究(第2版)』(信山社)
- 鈴木満(2008)『談合を防止する自治体の入札改革』(学陽書房)
- 田中悟・林秀弥(2007)『公共調達活動における競争性の確保と品質維持:あるべき入札制度の設計を目指して』(財)日本建設情報総合センター研究助成事業報告書
- 渡邊法美(2006)「リスクマネジメントの視点から見たわが国の公共工事入札・契約方式の特性分析と改革に関する一考察」『土木学会論文集F』, vol.62, no.4: pp.684-703.